



平成23年4月8日号

避難所でお過ごしのみなさま

第6号の避難所通信をお届けします。

4月も1週間が過ぎ、どうやらやっと少しずつ朝夕の寒さも和らいできました。不自由な毎日をおくられているみなさまの、一日も早い生活環境の改善に向け、関係機関と連携を取りながら、鋭意取り組んでおります。

現在、避難所運営委員会や町内会のみなさまとお話し合いを重ねながら、各区において避難所をまとめさせていただいております。移転をお願いしているみなさまには、大変ご面倒をおかけしますが、さまざまな環境改善に向け、何卒、ご協力をお願いいたします。

本日から応急仮設住宅への入居説明会を各避難所で実施いたします。民間住宅の借り上げを含め約1,500戸を提供できる予定です。全世帯のみなさまのご希望をかなえられる数は、未だ準備できておりませんが、仮設住宅の設置を担当する宮城県に、第2期のプレハブ建設を急いでいただくよう重ねて要請してまいるとともに、次の決定に向け、みなさまとも十分お話ししながら、用地の選定を進めてまいります。

発行：仙台市災害対策本部避難所通信班

「被災者支援情報ダイヤル」開設中

被災者の方のための、各種支援制度の内容紹介や窓口・連絡先などに関する情報提供を実施しています。

0 2 2 - 2 1 4 - 3 8 0 5

時間：午前9時～午後5時

4月中は土日・祝日も開設しています

区役所・総合支所へのお問い合わせは

青葉区 022-225-7211(代)

宮城総合支所 022-392-2111(代)

宮城野区 022-291-2111(代)

若林区 022-282-1111(代)

太白区 022-247-1111(代)

秋保総合支所 022-399-2111(代)

泉区 022-372-3111(代)

1 . 避難所巡回相談を実施します

4月11日(月)から、全ての避難所を市役所職員がまわり、今後の生活に関してさまざまなお相談をお受けし、各種の被災者支援制度などについてご案内いたします。全避難所で全世帯のみなさまとお話をさせていただきます。1回目の面談では相談時間を「1世帯あたり15分」とさせていただきます。多くの困りごと、知りたいことを抱えていらっしゃるみなさまに、大変申し訳なく存じますが、4月中に3回訪問する予定ですので、次の機会にまたご相談くださいますようお願いいたします。

なお、面談の際に各種支援制度に関する詳しい資料を各避難所にお届けいたします。

1回目の面談予定は次のとおりです。大規模避難所においては、全世帯と面談するのに2～3日かかる見込みのため、複数日設定しています(～)

2回目、3回目の予定は、改めてお知らせいたします

4月11日 (月)	折立市民センター(午前のみ)、福沢市民センター(午前のみ)、青葉体育館(午後のみ)、岡田小学校、高砂市民センター、六郷中学校、六郷市民センター、緑ヶ丘コミュニティセンター(午前のみ)、八木山市民センター(午後のみ)、七北田公園体育館
4月12日 (火)	福室市民センター、岡田小学校、高砂市民センター、六郷中学校、六郷市民センター(午前のみ)、八軒中学校、JA六郷(午後のみ)、富沢市民センター
4月13日 (水)	福室市民センター、岡田小学校、高砂市民センター、六郷中学校、八軒中学校、JA六郷、六郷小学校
4月14日 (木)	元気フィールド、七郷市民センター(午前のみ)、蒲町中学校、蒲町コミュニティセンター(午後のみ)、若林体育館、南小泉小学校、七郷小学校
4月15日 (金)	田子市民センター、元気フィールド、若林体育館、南小泉中学校、七郷小学校(午前のみ)、蒲町中学校、七郷中学校(午後のみ)
4月16日 (土)	高野原集会所(午前のみ)、田子市民センター、元気フィールド、若林体育館(午前のみ)、遠見塚小学校(午後のみ)、沖野中学校(午後のみ)、荒町市民センター、七郷中学校、蒲町中学校

2 . 保険証をなくしても、

被災者の方であれば医療機関を受診できます

被災して、健康保険証を紛失したり、自宅に残したまま避難した場合でも、病院や診療所で、氏名・生年月日・住所などを申し出れば、当分の間、保険証がなくても受診することができます。手続きが取れる状況になってから、職場や市町村の国民健康保険の窓口で再発行もしくは証明の手続きなど確認してください。

またお住まいが全半壊した方、主たる生計維持者が死亡、または重傷をおった場合など、診療代や薬代の自己負担が免除される場合がありますので、医療機関の窓口で相談してください。

3 . 仙台市国民健康保険料・介護保険料・

後期高齢者医療保険料の特例措置について

(1) 保険料の納期延長について

平成23年3月31日が納期となっている国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納期を2カ月延長し、平成23年5月31日とします。

(2) 保険料の減免について

国民健康保険、介護保険の取扱い

震災により住宅等に著しい損害を受けた方は、平成22年度保険料の第10期及び平成23年度保険料（平成24年3月納期まで）について、減免の申請を受け付けます。

後期高齢者医療の取扱い

後期高齢者医療では、減免申請期限を災害があった日から1年とし、申請の日から1年の間に納期が到来する保険料（未納のものに限る）について、減免の申請を受け付けます。

手続きについて

<申請窓口>

国民健康保険及び後期高齢者医療は・・・

各区役所保険年金課、総合支所保健福祉課

介護保険は・・・

各区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課

<手続きに必要なもの>

原則として、**り災証明書**が必要です。

<減免内容>

損害の度合いに応じて、保険料を減額または免除します。

また、収入が、失業、事業の休止・廃止等により著しく減少した場合にも、申請により減免を受けることができます。

4 . 22 年確定申告期限の延長について

～ 税務署からのお知らせ

申告・納付等の期限の延長について

このたびの東日本大震災により、宮城・青森・岩手・福島・茨城県の納税者について、すべての国税に関する申告・納付の期限が自動的に延長されました。

申告所得税および個人事業者の消費税の平成 22 年確定申告分の申告及び納税の期限も延長され、4 月 22 日と 27 日に予定していた預金口座からの振替納付日も延長されました。

延長後の期限は、今後、被災者のみなさまの状況を見ながら検討されることとなります。

納税証明書の発行について

震災による被害のため、災害復旧に必要な資金の借り入れのために国税の納税証明書の交付を受ける場合、交付手数料は必要ありません。

他の地域から避難されてきたみなさまへ

国税に関する相談や納税証明書の交付申請は、避難先の最寄りの税務署で受け付けています。

問い合わせ先

仙台北税務署	0 2 2 - 2 2 2 - 8 1 2 1
仙台中税務署	0 2 2 - 7 8 3 - 7 8 3 1
仙台南税務署	0 2 2 - 3 0 6 - 8 0 0 1